

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

NO	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和3～5年度)	事業の成果 (令和3年度)	今後の課題・方向性	所管部局		関連事業 (決算事業別概要ページ)
						部局名	課名	
1		名木・古木保存費	自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するため、保護地区・保存樹木等について指定を行い、適切な保全措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示看板等の修繕取替（1箇所）</li> <li>指定保存樹木等管理謝礼（6,000円×26箇所）</li> </ul>	今後も指定保存樹木等の適切な保護・保全に取り組んでいく。	環境局	生活環境課	96 下段
2		生活衛生営業許可・監督指導事業費	生活衛生関連施設の衛生水準の維持・向上を図るため、理容所、美容所、興行場、旅館及びホテル、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物並びに住宅宿泊事業について、各種条例を基に営業許可・監視指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各法令に基づく手続き対応（届出・検査・確認）理容所・美容所・クリーニング所・特定建築物・住宅宿泊事業（営業許可）旅館業・公衆浴場・興行場</li> <li>監視指導の実施</li> </ul>	今後も各種条例に基づき営業許可及び監視指導を行うことで、市民が利用する生活衛生関連施設の衛生水準の維持・向上が図られている。	環境局	生活環境課	96 上段
3		環境教育推進費	環境に関する理解を促進するため、家庭や事業者向けの環境教育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に係る講座・研修会等の企画及び開催（令和3年度：4回開催、参加者数延べ89名）</li> </ul>	年間5回の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1回が中止となった。今後も市民の環境意識を啓発するため、環境に係る講座・研修会等の企画及び開催に取り組むことで、環境に配慮して行動する市民の増加を図っていく。	環境局	生活環境課	97 上段
4		水質・土壌対策費	河川、湖沼及び地下水等の水質汚濁防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境保全のため、公共用水域の常時監視・事業場の立入検査を実施し、水環境を監視する土壌汚染の状況を把握し、土壌汚染による健康被害を防止し、健康保護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用水域及び地下水の水質常時監視・結果公表</li> <li>事業場への立入検査（行政検査）、助言及び指導</li> <li>水質事故又は魚のへい死が発生した場合の対応・原因調査</li> <li>土壌汚染対策法に係る届出の受理・審査</li> </ul>	今後も水質汚濁及び土壌汚染を監視することで、市民の生活環境の保全及び健康の保護を図っていく。	環境局	生活環境課	97 下段
5		騒音・振動・悪臭対策費	公害発生の監視及び未然防止に努め、市民の快適な生活を守るため、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく業務を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制地域の指定及び規制基準の設定・公表</li> <li>自動車騒音の測定・公表・環境大臣への報告</li> <li>悪臭測定（定期検査：特定悪臭物質・臭気指数、緊急時対応0回）</li> <li>苦情等による測定（騒音、振動）</li> <li>測定機器の保守管理</li> </ul>	今後も騒音、振動、悪臭を監視することで、市民の生活環境の保全及び健康の保護を図っていく。	環境局	生活環境課	98 上段
6		大気汚染物質調査事業費	大気汚染防止法に基づき、環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法に基づく大気汚染物質の常時監視</li> <li>大気汚染防止法に基づく立入検査（令和3年度2箇所）</li> <li>測定局の自動測定器等の定期点検（部品交換等）及び日常管理（清掃、消耗品交換等）</li> </ul>	今後も大気汚染物質を大気測定局において、常時監視するとともにばい煙発生施設への立入検査を行うことで、市民の生活環境の保全及び健康の保護を図っていく。	環境局	生活環境課	98 下段